

富津市保育士養成修学資金貸付制度の手引き



令和8年4月

富津市健康福祉部保育課

〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地

電話 0439-80-1312



市ホームページ
二次元コード

目次

1. 制度の概要.....	1
2. 貸付対象者.....	1
3. 貸付金額.....	1
4. 貸付期間.....	1
5. 貸付利子.....	1
6. 連帯保証人.....	2
7. 他の貸付制度との併用.....	2
8. 申請期間.....	2
9. 修学資金の支払方法.....	2
10. 返還免除.....	2
11. 返還期間.....	2
12. 申請から返還免除までの流れ.....	3
13. 新規貸付申請の手続き.....	4
14. 修学中の手続き.....	5
15. 卒業時の手続き.....	6
16. 富津市内の保育所等に勤務中の手続き.....	7
17. 修学資金の返還免除について.....	8
18. 修学資金の貸付けの停止について.....	9
19. 修学資金の貸付けの取消しについて.....	9
20. 修学資金の返還について.....	10
21. その他.....	11
22. 書類の提出・お問い合わせ先.....	11

1. 制度の概要

この制度は、指定保育士養成施設(児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校。)に在学する方のうち、卒業後、市内の保育所等(認可保育所、認定こども園)に保育士として勤務する意思のある方に対し、保育士養成修学資金を貸し付けることにより、その修学を支援し、市内における保育士の確保を図ることを目的としています。

また、卒業した日から翌年の4月1日までに、市内の保育所等に保育士として就職し、継続して5年以上勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

2. 貸付対象者

次の全ての要件を満たす方が対象です。

- (1)指定保育士養成施設に在学している方(千葉県外の指定保育士養成施設でも可能)
- (2)指定保育士養成施設を卒業後、富津市内の保育所等において、正規職員又は正規職員と同じ勤務時間で勤務する職員(以下「フルタイム職員」といいます。)で、5年以上保育士として勤務する意思のある方
- (3)富津市以外から、富津市以外の保育施設等において勤務することを要件とした貸付けを受けていない方
(ただし、千葉県社会福祉協議会の保育士修学資金貸付制度との併用は可能です。)

3. 貸付金額

月額3万円以内(総額144万円以内)

4. 貸付期間

指定保育士養成施設の正規の修学期間を限度とし、貸付申請をした日の属する年度の4月から指定保育士養成施設を卒業する日の属する月まで

5. 貸付利子

無利子です。ただし、貸付要件を満たさなくなった場合などで、返還することとなり、決められた期日までに返還しない場合は、遅延損害金が発生します。

6. 連帯保証人

貸付申請の際に、連帯保証人として成年で独立して生計を営む方1人を立てる必要があります。

7. 他の貸付制度との併用

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が実施する千葉県保育士修学資金貸付制度との併用は可能です。富津市以外の保育施設等で勤務することや他の職種として勤務することを要件とする貸付制度との併用はできません。

8. 申請期間

毎年度4月1日から12月28日まで(土日祝日除く)

貸付申請は、予算の範囲内で受け付けます。貸付申請をした日の属する年度内であれば、その年度の4月から借り受けることができます。

9. 修学資金の支払方法

原則として、4月・10月に、6か月分を年2回に分けて本人口座へ振り込みます。ただし、貸付申請のタイミングによって、振り込む回数や時期が変わります。

10. 返還免除

指定保育士養成施設を卒業後、1年以内に富津市内の保育所等に就職し、フルタイム職員の保育士として、5年以上継続して勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

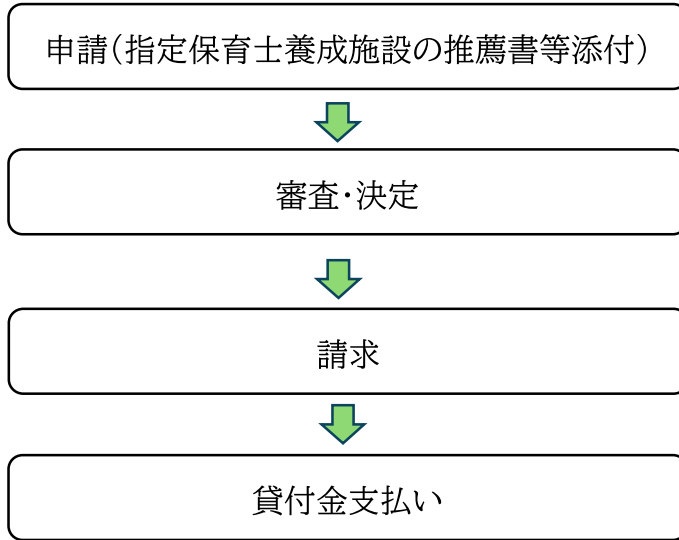
11. 返還期間

返還免除要件を満たさなくなったことなどにより、返還事由が生じた場合は、事由が生じてから5年以内に返還しなければなりません。

1 2. 申請から返還免除までの流れ

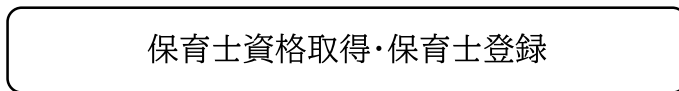
(養成施設卒業後、市内保育所等に保育士として継続して5年以上勤務する場合)

<指定保育士養成施設修学中>



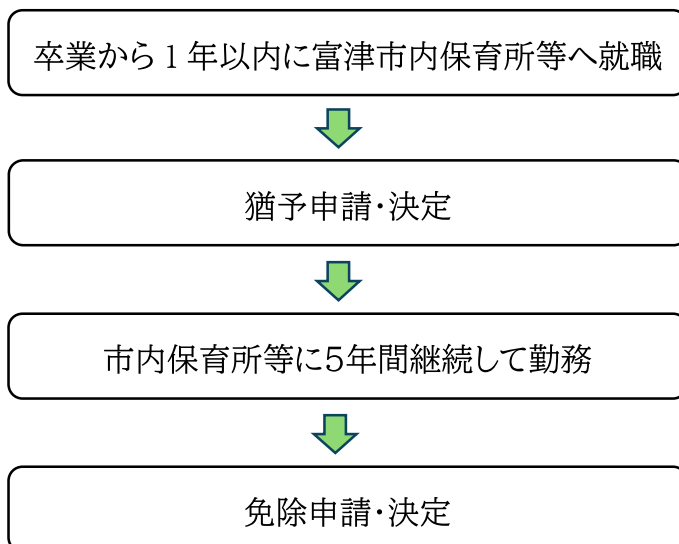
◎毎年度3月末の現況報告

<卒業後>



◎卒業報告

<就職>



◎就職報告

上記のほか、借受人本人や連帯保証人に関する情報や修学状況、就労状況などに変更が生じた場合は、随時報告していただく必要があります。

13. 新規貸付申請の手続き

(1) 貸付申請

【提出書類】

- 富津市保育士養成修学資金貸付申請書(第1号様式)
- 推薦書(第2号様式)
- 誓約書(第3号様式)
- 住民票の写し
- 連帯保証人の印鑑登録証明書

※推薦書(第2号様式)は、在学する指定保育士養成施設に作成を依頼してください。

- 市は、提出された書類を審査し、貸付けの可否を決定します。その後、審査結果を申請者に通知します。

(2) 貸付決定後

貸付が決定しましたら、以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- 富津市保育士養成修学資金貸付請求書(第5号様式)

14. 修学中の手続き

(1) 現況報告

毎年3月頃に必要書類を送付しますので、3月31日現在の状況を記入し、指定された期日までに提出してください。

【提出書類】

富津市保育士養成修学資金借受人現況報告書(第7号様式)

富津市保育士養成修学資金貸付請求書(第5号様式) ※翌年度分の請求

(2) その他の届出等

次に挙げる事由が生じた場合は、事由発生後速やかに保育課へ連絡し、必要な書類を提出してください。

事由	提出書類
①氏名・住所を変更したとき	<input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金借受人異動事項等届出書(在学者用)(第6号様式(その1)) <input type="checkbox"/> 住民票の写し
②電話番号を変更したとき	<input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金借受人異動事項等届出書(在学者用)(第6号様式(その1)) ※③④の場合は、指定保育士養成施設の証明が必要
③休学・復学・留年・退学したとき	
④停学処分を受けたとき	
⑤修学資金貸付を必要としなくなったとき	
⑥連帯保証人の氏名・住所・電話番号・勤務先等に変更が生じたとき	<input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金借受人異動事項等届出書(連帯保証人用)(第6号様式(その3))
⑦連帯保証人を変更するとき	<input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金連帯保証人変更申請書(第10号様式)

※休学の場合は、P9「18. 修学資金の停止について」を参照してください。

※退学の場合は、P9「19. 修学資金の取消しについて」を参照してください。

15. 卒業時の手続き

(1) 卒業の報告

指定保育士養成施設を卒業する年の3月に必要書類を送付しますので、添付書類とともに指定された期日までに保育課へ提出してください。

【提出書類】

富津市保育士養成修学資金借受人現況報告書(第7号様式)

※指定保育士養成施設の証明が必要です。

富津市保育士養成修学資金借受人卒業等報告書(第8号様式)

※市内保育所等への勤務が決定している場合は、勤務先の証明が必要です。

富津市保育士養成修学資金借用証書(第12号様式)

指定保育士養成施設の卒業証書の写し

保育士登録済通知書の写し→保育士証が届き次第写しを提出

※保育士証が届き次第、速やかに写しを提出してください。

(2) 返還猶予

指定保育士養成施設を卒業後、1年以内に市内保育所等にフルタイム職員の保育士として、5年以上勤務する予定であり、返還免除が見込まれる場合、5年を経過するまでの間、返還を猶予することができます。

【提出書類】

富津市保育士養成修学資金返還猶予申請書(第18号様式)

16. 富津市内の保育所等に勤務中の手続き

(1) 現況報告

毎年3月頃に必要書類を送付しますので、3月31日現在の状況を記入し、指定された期日までに提出してください。

【提出書類】

富津市保育士養成修学資金借受人現況報告書(第7号様式)

(2) その他の届出等

次に挙げる事由が生じた場合は、事由発生後速やかに保育課へ連絡し、必要な書類を提出してください。

事由	提出書類
① 氏名・住所を変更したとき	<input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金借受人異動事項等届出書(就業者等用)(第6号様式(その2)) <input type="checkbox"/> 住民票の写し
② 電話番号を変更したとき	<input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金借受人異動事項等届出書(就業者等用)(第6号様式(その2)) ※③④⑤の場合は、保育所等の証明が必要
③ 産前産後休暇、育児休業、病気休暇、休職、復職等勤務状況に変更が生じたとき	
④ 保育所等を退職したとき	
⑤ 保育所等を変更したとき(転職・異動)	
⑥ 連帯保証人の氏名・住所・電話番号・勤務先等に変更が生じたとき	<input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金借受人異動事項等届出書(連帯保証人用)(第6号様式(その3))
⑦ 連帯保証人を変更するとき	<input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金連帯保証人変更申請書(第10号様式)

17. 修学資金の返還免除について

(1) 返還免除の対象及び提出書類

次のいずれかの事由に該当する場合は、修学資金の全額又は一部の返還が免除となります。

① 指定保育士養成施設を卒業後、1年以内に市内の保育所等にフルタイム職員の保育士として勤務し、5年以上勤務したとき

② 借受人が死亡したとき

その他、やむを得ない理由により、指定保育士養成施設に在学できなくなった場合や保育所等での勤務ができなくなった場合は、事情に応じて判断いたします。

【提出書類】

事由	提出書類
① 市内保育所等に5年以上勤務	<input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金返還免除申請書 (第16号様式) ※保育所等の証明が必要
② 死亡	<input type="checkbox"/> 富津市保育士修学資金借受人死亡届出書 (第9号様式) <input type="checkbox"/> 死亡診断書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金返還免除申請書 (第16号様式) <在学中の場合の追加書類> <input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金借用証書 (第10号様式)

※死亡の場合は、P9「19. 修学資金の取消しについて」も参照してください。

18. 修学資金の貸付けの停止について

休学した場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から貸付けを停止することがあります。保育課へ連絡し、必要な書類を提出してください。

【提出書類】

富津市保育士養成修学資金借受人異動事項等届出書(在学者用)

(第6号様式(その1))

※指定保育士養成施設の証明が必要

19. 修学資金の貸付けの取消しについて

次のいずれかの事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から貸付けを取り消しますので、速やかに保育課へ連絡し、必要な書類を提出してください。

①借受人が死亡したとき

②修学資金の貸付けを辞退したとき

③貸付対象者の要件を満たさなくなったとき(P1「2. 貸付対象者」参照)

④偽りその他不正の手段により修学資金の貸付けを受けたとき

⑤その他、市で修学資金の貸付けをすることが適当ではないと認めるとき

【提出書類】

<①の場合> P8「17. 修学資金の返還免除について」の【提出書類】の表中「②死亡」と同じ

<②～④の場合> P10「20. 修学資金の返還について」の【提出書類】と同じ

※ただし、②③の場合で、引き続き指定保育士養成施設に在学しているときは、返還を猶予することができます。

【猶予を希望する場合の提出書類】

富津市保育士養成修学資金返還猶予申請書(第18号様式)

20. 修学資金の返還について

(1)返還対象

次のいずれかの事由に該当する場合は、修学資金を返還していただきますので、速やかに保育課へ連絡し、必要書類を提出してください。

- ①修学資金の貸付けを取り消されたとき
- ②指定保育士養成施設を卒業後、1年以内に市内の保育所等にフルタイム職員の保育士として勤務しなかったとき
- ③市内の保育所等に5年以上勤務しなかったとき
- ④その他、市で返還の必要があると認めるとき

【提出書類】

事由	提出書類
①貸付けの取消し(死亡を除く)	<input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金借受人異動事項等届出書 (在学者用)(第6号様式(その1)) <input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金借用証書 (第12号様式) <input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金返還計画書 (第13号様式)
②卒業後、1年以内に市内保育所等に勤務しなかったとき ③市内の保育所等にフルタイム職員の保育士として5年以上勤務しなかったとき	<input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金借受人現況報告書 (第7号様式) <input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金借用証書 (第12号様式) <input type="checkbox"/> 富津市保育士養成修学資金返還計画書 (第13号様式)

(2)返還方法

返還は、月賦、半年賦、一括のいずれかの方法となります。なお、繰り上げ返還も可能です。

(3)返還期間

返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、5年以内

2 1. その他

各種様式は、保育課窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。

2 2. 書類の提出・お問合せ先

〒293-8506

千葉県富津市下飯野2443番地

富津市健康福祉部保育課

電話 0439-80-1312

